

日造園協発第 186 号  
令和 2 年 12 月 25 日

街路樹剪定士認定試験の学科試験または実技試験の  
一方のみ合格者 各位

街路樹剪定士認定委員会  
委員長 濱野 周泰

### 「街路樹剪定士認定試験」一方のみ合格の有効期限延長について

街路樹剪定士資格制度規程では、街路樹剪定士認定試験について「学科試験又は実技試験の一方のみを不合格になった者に限り、受験の年の翌年から 3 年後まで、合格した学科試験又は実技試験の受験を免除する。」としております。

しかし、今年度は新型コロナウイルスの影響により、街路樹剪定士認定試験の開催会場が例年に比べ少なく再受験できない受験者や、密を避けるため再受験を断念する受験者もおりました。

再受験者の受験機会を確保するため、以下の措置を講じることといたしました。

- ・ 2017 年度の一方のみ合格については、その合格を 1 年延長し 2021 年度まで有効とする。  
なお、2018・2019 年度の一方のみ合格の有効期限については、2021 年度以降の開催状況により判断する。

受験者の皆様には多大なるご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

以上

#### (参考) 街路樹剪定士資格制度規程 (第 2 章 街路樹剪定士認定試験) より

(受験の特例)

第 8 条 2 過年度受験し学科試験又は実技試験の一方のみを不合格になった者に限り、受験の年の翌年から 3 年後まで、合格した学科試験又は実技試験の受験を免除する。ただし、不合格の学科試験又は実技試験を再受験する場合は、当該年度における学科研修又は実技研修の受講を要する。